

「穴師神社」考

廣瀬 明正

目次

第一節 アナシ神と伊勢都彦命

第二節 大和の穴師神社

第三節 アナシ神族と穴磯邑

延喜式、神名帳によると、伊勢国をはじめとして諸国に穴師（アナシ）神社の名が見えてゐる。穴師神社については、これまでに内藤湖南博士^{注(1)}、大宮守誠氏^{注(2)}、志賀剛博士^{注(3)}、井上薫博士^{注(4)}らの研究があるが、いまだ、この穴師神社については、未解決のまま、残されてゐる問題が少くない。そこで、本稿では、諸先学の論考を再検討しつつ、アナシ神に関係のあると思はれる神社、地名について一々検討を試み、一林アナシ神を奉斎してゐたのはいかなる氏族であつたかを明らかにしたいと思ふ。

第一節 アナシ神と伊勢都彦命

(一)

先づ、アナシ神と関係があると思はれる神社及び地名を列举すれば、左の如くである。

- ① 穴磯邑（日本書紀、垂仁天皇廿五年）
- ② 穴師坐兵主神社（神名式 大和国）
- ③ 穴師大兵主神社（右 同）
- ④ 泉穴師神社二座（同 和泉国）
- ⑤ 穴石神社（同 伊賀国）
- ⑥ 穴師神社（同 伊勢国）
- ⑦ 阿那志（大日本地名辞書 武蔵国）
- ⑧ 阿奈志神社（神名式 若狭国）
- ⑨ 安師里（播磨国風土記 飴磨郡）
- ⑩ 安師里（同 穴禾郡）
- ⑪ 穴石神社一座（大神分身類社鈔 豊前国）

⑫穴石郷 (和名抄 豊前国)

これらの中で、まづ⑤の穴石神社であるが、『伊勢国風土記』に、

(A)伊勢国風土記云、伊勢^(云カ)久者、伊賀^(安カ)事志社坐神、出雲神子、出雲

建子命、又名伊勢都彦命、又名天櫛玉命、此神、昔、石造^レ城

坐^三於此^一、於^芝、阿倍志彦神来集、不^レ勝遺却、因^以為^レ名也、

(私見聞記)

とあり、伊賀の安志(アナシ)社に「伊勢都彦命」が祀られてゐる

と記されてゐる。風土記の逸文を取扱ふことは慎重を要するが、こ

の(A)の『伊勢国風土記』を、武田祐吉博士は岩波文庫本『風土記』

で、風土記逸文の信憑度を七類に区分してゐる中の「第一類」にあ

げてをられ、秋本吉郎氏も、日本古典文学大系本『風土記』で「参

考」の部に入れてをられ、私もこれを古風土記あるいは古風土記に

準ずる古伝・内容を存してゐるとみてよいであらうと考へる。しか

らば、⑤の穴石神社と伊勢都彦命の関係が出てこよう。

ところで、一体「伊勢都彦命」といふ神(実体は人であらう)は

いかなる神(人)であらうか。その系譜を探ぐれば(A)の風土記以外

にいくつかの史料が存するが、列挙すれば次の通りである。

(B)立社山本、敬^レ祭^レ在^三山岑^一神伊和大神子、伊勢都(比)古命、

伊勢都比売命^二矣、(播磨国風土記、^{撰保部伊勢野})

(C)從^レ其幸^二行奈尾之根宮^一座紘、于^レ時出雲神子古雲建子命、一名

伊勢都彦神、一名櫛玉命、(中略)五十鈴川後江^天奉^御饗^二

支、(倭姬命世記、垂仁)
(天皇二十五年癸)

「穴師神社」考 (廣瀬)

(D)即(大)田田命子、神田田命子、神背都比古命、此神者、天壳

移乃命兒、富止比女乃命娶生兒、先者伊瀬川比古乃命、此神者、

伊瀬玉移比古女乃命娶坐、此伊西国船木在、(住吉大社神代記^{注7)}所^引、
船木等本記)

右の(A)から(D)を図示すれば、

(A)出雲神——出雲建子命(伊勢都彦命・櫛玉命)

(B)伊和大神——伊勢都比古命
——伊勢都比売命

(C)出雲神——出雲建子命(伊勢都彦神・櫛玉命)

(D)大田田命——神田田命——神背都比古命
——伊瀬川比古乃命
——天壳移乃命——富止比女乃命
——伊瀬玉移比古女乃命

となるが、(A)と(C)は所伝を同じくし、(B)の伊和大神は田中卓博士が

説かれたやうに、「イワ大神」は「ミワ大神」と考へられるので、

「伊和大神」はすなはち「大汝命・大國主神・大物主神」に当り、

「大汝命」は普通「出雲神」と考へられるから、(B)も(A)(C)と同じく

伊勢都彦命を「出雲神の子」としてゐると考へてよいであらう。次

に(D)であるが、伊瀬川比古乃命の曾祖父「大田田命」は、紀・記に

見える「大田田根子」と関係があるのではないだらうか。『中臣壽

詞』などに「大倭根子天皇」と見えてゐるが、武田祐吉博士は日本

古典文学大系本『祝詞』の中で、「根」は助詞で「子」は愛称と注してをられ、^{注10)}「根子」は尊称・美称語と思はれるので、大田田根子の場合の「根子」も同様に考へられるのではないか。さらに、『粟鹿大神元記』^{注11)}を見ると、

刀余美氣主命兒、意保美氣主命、亦名云三神田田根子命、^{母曰木國}
奈具佐彦命、女子大姫命、

意保美氣主命兒、大田田祢古命、^{母曰寶毛都美良姫命、}此大神朝臣等上祀

矣、

とあり、大田田根子を「三輪君之祖」とする紀・記の所伝と一致し、神田田根子命と大田田祢古命の父子関係が、(D)の船木等本記に見える「大田田命子神田田命」と逆になつてゐるが、同一系譜上にあることは留意すべきであらう。

以上のことから、大田田命と大田田祢古命(大田田根子)が同一人物であると断定は出来ないが、少くとも両者が大己貴命系統に属することは認めて差支へないやうに考へられる。

さうすると、(D)の伊瀬川比古命もまた、大己貴命系統と考へられ、(A)(B)(C)と同様「出雲神子」の系列に加へてよいと思ふ。したがつて、伊勢都彦命は「大己貴命系」であるやうに思はれる。ところが、『国造本紀』によると、

相武国造

志賀高穴穗朝、武刺国造祖神伊勢都彦命三世孫弟武彦命定^{賜国造}、

とあり、「武刺国造祖」として伊勢都彦命の名が見えてゐるが、同

じく『国造本紀』の无邪志国造の条に、

无邪志国造

志賀高穴穗朝世、出雲臣祖名三井之宇迦諸忍之神狭命十世孫兒多毛比命、定賜国造、

とあつて、无邪志国造は「天穗日命系」である出雲臣とせられてを^{注12)}り、前述の伊勢都彦命が「大己貴命系」と思はれる所伝と異なつてゐる。この点に早く注目された栗田寛博士は、その著『国造本紀考』^{注13)}の中で、

神伊勢都彦命ハ、本文に武刺国造祖とあれハ、天穗日命の後と聞ゆれと、然にハ非ず、(中略)伊勢津彦の大己貴命の子なるハ、明らかに知らるゝを、武刺国造祖としもあるハ、出雲神の裔といふより、誤りしものと見えたり、

と述べてをられる。しかし、『武蔵国造系図』^{注14)}を見ると、

天穗日命、其子天夷鳥命、其子出雲建子命、(一名櫛玉命、一名伊勢都彦命)

とあつて、伊勢都彦命を「天穗日命系」としてゐる。さらに、田中卓博士によれば、出雲国造の千家家所蔵の『千家家系譜』に、天穗日命の子の天夷鳥命の一名を「出雲神」あるいは「出雲伊波比神」と称して、その子に伊勢都彦命の別名とされてゐる「櫛取命」の名が見えるといふ。^{注15)}

このやうに、伊勢都彦命には、「大己貴命系」と「天穗日命系」の二つの系統が存し、いづれとも決しがたい。しかしながら、伊勢都彦命(イセツヒコのミコト)の「都(ツ)」は、連体修飾格を示す助詞の「つ」で、「イセつ」とは「イセの」といふ意味であらう

から、伊勢都彦命といふ名は、伊勢地方に居住してゐたところの大己貴命系（または天穗日命系）の氏族の代表者の呼称であつて、個有名詞ではなかつたであらう。したがつて、先にあげた諸史料に見える伊勢都彦命をただちに同一人物と見做すことは避けねばならぬが、その名の示すところ、同じ系統の氏族に属する者とみてよいであらう。

(一)

さて、右に見た如く⑤の穴石神社と伊勢都彦命の關係は(1)の『風土記』の通りであつて、このことはアナシ神と伊勢都彦命の結びつきを推測せしめるが、しからば⑥の穴師神社も伊勢都彦命と關係はないであらうか。これについて参考となるのは『伊勢国風土記』である。すなはち、『同風土記』によると、

(1)伊勢国風土記云、夫伊勢国者、天御中至尊之十二世孫、天日別命之所_(一本也)平治_(一本也)。天日別命、神倭磐余彦天皇、自_(一本也)彼西宮、征此_(一本也)東州之時、隨_(一本也)天皇到_(一本也)紀伊国熊野村、(中略)且勅_(一本也)天日別命曰、国_(一本也)有天津之方、宜_(一本也)平_(一本也)其国、即賜_(一本也)標劍、天日別命、奉_(一本也)勅、東入教百里、其邑有神、名曰_(一本也)伊勢津彦、天日別命問曰、汝国獻_(一本也)於天孫哉、答曰、吾_(一本也)竟_(一本也)此国、居住日久、不敢_(一本也)聞_(一本也)命矣、天日別命、發_(一本也)兵欲_(一本也)戮_(一本也)其神、于_(一本也)時、畏伏啓云、吾_(一本也)国悉獻_(一本也)於天孫、吾敢_(一本也)不_(一本也)居矣、天日別命問云、汝之去時、何以_(一本也)為_(一本也)驗、啓曰、吾_(一本也)以_(一本也)今夜起_(一本也)八風吹海水、乘_(一本也)波浪_(一本也)將_(一本也)東入、此則吾之却由也、(中略) 伊勢津彦神、近令_(一本也)住_(一本也)信濃國、懷_(一本也)三築_(一本也)此國、

「穴師神社」考 (廣瀬)

復_(一本也)命天皇、天皇大欲詔曰、国宜_(一本也)取_(一本也)国神之名_(一本也)号_(一本也)伊勢、(下略) (万葉集註釈) (巻第一)

とあり、伊勢の地に「伊勢津彦」といふ国神(土蒙とみてよからう)がゐて、これを神武天皇の詔をうけた天日別命が平定したといふことを伝へてゐる。ところで、こゝで注意すべきは、この『風土記』の所伝が、「神武天皇朝」の出来事としてゐる点であらう。すなはち、先の(1)の『倭姫命世記』に登場する伊勢都彦命の時代(垂仁天皇朝)とは、その時代を異にするからである。もつとも、先述の如く、伊勢都彦命をすべて同一人物と考へることは危険であり、また、すべて同時代の人であると断定することも出来ない。しかし、神武天皇の時代に、大和朝廷の勢力が伊勢地方にまで及んでゐたとは、紀・記などの所伝から推考しても、理解に苦しむところである。

ところが、この点に関して、(1)の『風土記』の所伝と類似した内容をもつ次の二史料によつて、その疑問は少なからず解けるであらう。

(2)伊勢風土記、天照大神、自_(一本也)美濃国_(一本也)廻_(一本也)、到_(一本也)安濃藤方片樋宮_(一本也)坐_(一本也)、于_(一本也)時、安佐賀山有_(一本也)荒神、(中略)因_(一本也)茲、倭姫命、不_(一本也)入_(一本也)坐_(一本也)度会郡字_(一本也)蓮村五十鈴川之宮、奉_(一本也)齋_(一本也)藤方片樋宮、于_(一本也)時、阿佐賀有_(一本也)荒惡神_(一本也)為_(一本也)行_(一本也)倭姫命、遣_(一本也)中臣大鹿嶋命・伊勢大若子命・忌部玉櫛命_(一本也)奏_(一本也)聞_(一本也)天皇、天皇詔、其国者、大若子命先祖天日別命所_(一本也)平山也、大若子命祭_(一本也)平其神、令_(一本也)倭姫命奉_(一本也)入_(一本也)五十鈴宮、即賜_(一本也)三種_(一本也)幣_(一本也)而返遣、大若子命祭_(一本也)其神、已_(一本也)保_(一本也)平定、即_(一本也)立_(一本也)社_(一本也)於_(一本也)安佐賀_(一本也)以_(一本也)祭_(一本也)者矣、(大神宮儀式) (解巻第二)

(3)風土記曰、夫所以号_レ度会郡_レ者、畝傍原宮御宇神倭磐余彦天皇詔、天日別命竟_レ国之時、度会賀利佐嶺、火氣荒起、天日別命親云曰、此小佐居歟、礼使迷命見、使者還来申曰、有大国玉神、賀利佐到于_レ時大国玉神遣_レ使、奉_レ迎天日別命、(中略)爰大国玉神資_二弥豆佐々良比売命_一参来、迎_二柏土橋郷岡本村、申_二天日別命歎地出之、参会日刀自爾度会焉、因以為名_一也、(倭姫命世也、(記裏書)

右の(2)(3)と(1)の『風土記』とを対比・検討してみると、次の通りである。

第一に、(1)(3)は神武天皇御東征の時に、天日別命が活躍したことを伝へ、(2)は倭姫命巡行の際の大若子命(天日別命の子孫)の働きを伝へてをり、ともに「皇権の拡張」といふ歴史的事件を背景としている。

第二に、(2)では大若子命の活躍が記されてゐるが、天皇の詔に「其国者、大若子命先祖、天日別命、所_レ平山也」とあることから、その記述には、神武天皇の御代に活躍した天日別命の子孫大若子命として、大若子命よりむしろ、その先祖である天日別命が強く意識されてゐるやうである。このことは、神武天皇朝に皇権が伊勢地方にまで進出してゐたとは思はれないことから、大若子命と天日別命の所伝に混同が生じてゐるのではないかといふことを推考せしめる。

第三に、(1)の天日別命と伊勢津彦の交渉——国譲り——、(2)の大若子命の荒(悪)神の平定、(3)の天日別命と大国玉神の交渉などは、大和朝廷が伊勢地方における反朝廷勢力を平定・帰順せしめた

事情を示すものと解せられ、その時代を紀・記などによつて求めるならば、後述するが、崇神天皇朝の四道將軍派遣、あるいは垂仁天皇朝の倭姫命巡行であらう。

以上の三点から、天日別命と伊勢津彦命の交渉のあつた時代を神武天皇朝には求めがたく、むしろ、祖先天日別命の威光を背負つて活躍した大若子命の時代、すなはち垂仁天皇朝に求められないであらうか。そこで、つぎに伊勢都彦命の時代について考へてみたい。

まづ、(A)の『伊勢国風土記』に「阿倍志彦神」が伊勢都彦命を改めたが、勝たずして退却したと記されてゐるが、この阿倍志彦神は穴石神社の鎮座する伊賀国阿拜郡と、あるいは同郡に鎮座する敢国神社(式内社)と関係があるやうに思はれるし、阿閉臣とも結びつきがあるらしい。阿閉臣は、孝元天皇紀、七年二月丁卯の条に、

兄大彦命、是阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹狭城山君、筑紫国造、越国造、伊賀臣、凡七族之始祖也、

とあつて、孝元天皇の皇子大彦命を祖とする氏族であるが、さらに『姓氏録』によると、

阿閉臣 (右京皇別上)

大彦命男彦背立大稻奥命之後也、

阿閉臣 (河内国皇別)

阿閉朝臣同祖、大彦命男彦瀨立大稻起命之後也、

と見えて、大彦命の子である彦背立大稻奥命(彦瀨立大稻起命)の系統とする。『古事記』、孝元天皇の段に、

其兄大毗古命之子建沼河別命者、阿倍臣等之祖

次比古伊那許士別命 此者、膳臣之祖也。

とあり、阿倍臣は建沼河別命の後で、比古伊那許士別命は膳臣の祖といふことになるが、この伊那許士別命は彦背立大稻輿命（彦瀨立大稻起命）と同一人物であらう。

このやうに、日本紀では単に大彥命を祖とする阿閉臣は、記・姓氏録から、大彥命であることには問題はないが、比古伊那許士別命（彦背立大稻輿命）の後となり、建沼河別命（紀、武潭川別）を祖とする阿倍氏とは別の系統であるとみねばなるまい。（しかし、広い意味で阿倍氏と阿閉氏は同族であるから、総称名を「アベ氏」として、以下述べることにする。なほ、阿閉臣が取臣とも記すことについては、既に木居宣長が『古事記伝』巻二十二で詳述してゐる。）

さて、伊賀阿拜郡に取国神社があるが、この阿拜郡こそアベ氏の本拠地であつたとみられる。すなはち、天平廿年十一月十九日の「小治田藤麻呂解」に「大領外従六位下取朝臣安万呂」とあり、取朝臣安万呂の名が見えてゐるが、天平勝宝元年十一月廿一日の「柘殖郷長解」にも「柘殖郷戸主取臣安万呂」「田主取臣安万呂」などとあり、^{注②}さらに天平勝宝三年四月十二日の「阿拜郡司解」に「大領従六位下取朝臣安万呂」と見え、阿拜郡柘殖郷に取安万呂なる者が居たことが知られる。式内取国神社は、これらアベ氏の奉祀するところではなかつたか。

ところで、アベ氏が伊勢（伊賀も含める）地方に進出してきたのは何時頃であらうか。第一に考へられるのは、崇神天皇紀十年九月の条に「武潭川別遣三東海」とあるやうに、四道將軍の一人として、アベ氏の祖とされる武潭川別が東海道に派遣されたことであら

う。第二には、垂仁天皇の御代における倭姫命の巡行であらう。すなはち、『皇太神宮儀式帳』に、

爾時、倭姫内親王、太神手頂奉_三願給国求奉時_三、從三美和乃御諸宮_三、_三令_レ出坐_支、爾時御送_三使、阿倍武潭川別命・和珥彥國尊命・中臣大鹿嶋命・物部十根命・大伴武日命、合五柱命等_三、_三令_レ入坐_支、（中略）次伊賀穴穗宮坐_三、次阿閉柘殖宮坐_三、其_三即伊賀國造等神御田并神戶進_支、

とあり、阿倍武潭川別命をはじめ、垂仁天皇紀廿五年二月甲子の条に見える「五大夫」の名も見えてゐる。もつとも、『儀式帳』のこの記事が日本紀によつたとも考へられるが、中臣大鹿嶋命は(2)の『伊勢國風土記』にも見えてをり、したがつて、『儀式帳』の所伝を單なる作為として見做すことは慎まねばなるまい。また、同じく『儀式帳』に、

次尙志藤方片樋宮坐_三、其在_三阿佐鹿悪神_三、平_三使阿倍大稻彥命_三、即御共仕奉_支、

とあり、阿倍大稻彥命の名が見えてゐる。大稻彥命は他の史料には見えず詳らかではないが、あるいは、彦背立大稻輿命と関係がありはしないかとも思はれる。いづれにしても、大稻彥命をアベ氏の一族とみて差支へあるまい。この大稻彥命が阿佐鹿（安佐賀）の悪神を平定したといふのであるが、(2)の『伊勢國風土記』の大若子命が阿佐賀の荒悪神を平定したといふ所伝と似てゐる。もとより、安佐賀平定に活躍した人物は大若子命のみとは考へられず、大稻彥命も大若子命とともに活躍した人物の一人と見てよいであらう。このやうに、倭姫命の巡行の際にアベ氏の活躍があつたらしい。また、先

述の伊賀国の柘殖が『儀式帳』に「阿閉柘殖宮」と記されてゐるのも、アベ氏の伊賀国における本拠地を考へる上で注意すべきであらう。

以上のことから、(A)の『伊勢国風土記』の「阿倍志彦神」は、倭姫命に随行したアベ氏の一族ではなかつたらうか。阿倍志彦神と伊勢都彦命との交戦は、倭姫命の巡行時に起つたところの、大和朝廷と反朝廷土着勢力との抗争の一端を物語るものではなからうか。あるいは、崇神天皇朝の四道將軍派遣時のことかもしれない。いづれにせよ、私見が許されるならば、伊勢都彦命の時代を「崇神・垂仁天皇朝」に求められよう。しからは、前掲の『国造本紀』、相武國造の条に、成務天皇の御代、伊勢都彦命の三世孫弟武彦命が国造に任命されたこともあることも、弟武彦命が成務天皇の御代の人であれば、その三代前は崇神天皇注四(あるいは垂仁天皇)の御代の人といふことにはならう。栗田寛博士は、三世孫弟武彦命について「未だ見あたらす、伊勢津彦より時世を推考するに、三世の上十字を脱せるか、」と述べられたが、私は上述の通り、崇神・垂仁天皇朝を伊勢都彦命の時代と推定したい。したがつて、『国造本紀』の所伝はこれを尊重し、前掲(C)の『倭姫命世記』、垂仁天皇廿五年の条の所伝も参考にすべきであると思ふ。

さて、右に見たやうに、伊勢都彦命と伊勢とは関係が深く、したがつて、⑨の穴師神社も伊勢都彦命と関係があつたのではないかと思ふのである。

(三)

すでに、伊賀及び伊勢のアナシ神社が伊勢都彦命と関係があるらしいこと、しかも、伊勢都彦命は崇神・垂仁天皇朝に、伊勢地方にゐた土着勢力の代表者らしいことを推定したが、⑨の阿那志と⑩の安師里も伊勢都彦命と関係があるやうに思へる。

まづ、⑨の阿那志であるが、『大日本地名辞書』によれば、武蔵国児玉郡に阿那志が見えてをり注五、アナシ神と関係があると思はれる伊勢都彦命が、前述の如く武蔵国造祖とあり、武蔵国造系図にもその名が見えてゐることからも、武蔵国に阿那志といふ地名が存することもあり得ると思ふ。さらに、『千家家系譜』に伊勢都彦命の別名と伝へられる「クシタマの命」の名が、「櫛瓊命」として記され、しかもその父として天夷鳥命が記され、一名を「出雲伊波比神」とされてゐる。武蔵国の式内社に伊波比神社(横見郡)・出雲伊波比神社(入間郡)・出雲乃伊波比神社(男衾郡)などがあつて、伊波比神の社が多く見られるが、この伊波比神の子が櫛瓊命に当るから、伊勢都彦命が武蔵国と関係が深いことが理解されるのであるが、菱沼勇氏は『武蔵国式内社の歴史地理』なる著書の中で注六、また金屋部落からさらに東方五キロほどのところに、美里村阿那志という部落がある。この付近にも、多くの古墳の存したことが記録されている。この部落は、慶長以前には、穴師郷穴師村と記された古村で、その名前から判断すると、やはり金物師、すなわち鉄の加工を業とする者たちが、集団を作つて住んでいたところと推測される。

と述べられたが、穴師を字義から推考するよりも、やはり、アナシ神(伊勢都彦命)と関係のあつた土地と見る方がよいやうに思ふ。

つぎに、⑩の安師里であるが、『播磨国風土記』に、

安師里本名瀬加里 土中上、大神漁_ニ於此處、故曰_ニ須加、後所謂_ニ号三山守里、然者、山部三馬、任爲_ニ里長、故曰_ニ三山守、今改_レ名爲_ニ安師_一者、因_ニ安師川_一爲_レ名、其川者、因_ニ安師比売神_一爲_レ名、伊和大神、將_ニ娶_一之、(下略)(安師里)

とあり、もと酒加里(山崎町須賀が遺称地)であつたのが、山守里(遺称地不詳)となつて、さらに安師里(安富町安志が遺称地)となつたとある。穴師は『和名抄』巻八に「安志」とある古い郷名で、明治の町村制実施に際して「安師村」と名づけられた。

ところで、『風土記』に安師と名づけられたのは、安師川(林田川の上流)により、その安師川は、安師比売神の名によつたとある。この安師比売神は、『播磨国内鎮守大小明神社記』の太神二十四社の中に見える「安志姫太神」と同神と思はれ、土國現在、安富町三森に安志姫神社が鎮座する。この地とアナシ神との結びつきを明らかにすることが出来ると思はれるものに、前掲(B)の『播磨国風土記』の記事があげられよう。すなはち、伊勢野といふ地に、伊和大神の子伊勢都比古命、伊勢都比売命があたとあるが、伊勢野は、林田町に上伊勢・下伊勢の遺称があり、林田川との間に摺鉢谷をはさんで流れる太田川の流域に位置する。そして、この地域は林田川の上流にある安志と地理的に近い。

しからは、こゝに一つの推論が導かれる。それは、アナシ神を奉斎する氏族(伊勢都彦命の具体的な氏族名が不明なため、以後これをアナシ神族と仮称する)が、伊勢野といふ地にをり、それは伊勢

「穴師神社」考 (廣瀬)

地方に勢力をはつた伊勢都彦命と同じ系統の氏族と考へられ、おそらく伊勢地方より移住してきたのであらうが、伊勢野の付近一帯に勢力を扶植し、安師里あたりまで伸展してゐたのではないだらうか。また、アナシ神族と三輪氏とが密接な関係にあつたらしいことは、前掲(B)の『風土記』、(D)の『船木等本記』などからも知られ、さらに上記の安師里の風土記記事に見える伊和(ミワ)大神と安師比売神との交渉からも推察される。また、『播磨国風土記』に、

林田里本名祇奈志 土中下、所以_ニ称_ニ淡奈志_一者、伊和大神、占_レ國之

時、御志植_ニ於此處_一、遂生_ニ榆樹_一、故_ニ詳_ニ名_ニ淡奈志_一、(播磨郡林田里)

とあり、この林田里(現・林田町)も伊和大神と関係が深いが、この里の東およそ二キロあまりのところに、伊勢野の遺称地である上伊勢・下伊勢がある。このことから、アナシ神族と三輪氏との緊密な結びつきが推測されよう。

第二節 大和の穴師神社

(一)

大和に鎮座する②の穴師坐兵主神社と③の穴師大兵主神社について、志賀博士は、兵主神社は「弓高嵩から吹下す風を鎮める神を山籠の穴師村で祀つてゐたのである。その風神の威力がシナの暴風の神の性格を持つてゐたので平安初期に多くの社と同様兵主神社と改名したらしい。臨時祭式に「穴師社一座」とあるのはこの社であり、これは兵主神社と改名する以前かく称したことを示してゐる。」

と述べられ、穴師神社から兵主神社への改名を主張されてゐる。^{注30} 確かに『臨時祭式』を見ると「穴師神社」とあるが、(志賀博士のいはれる「穴師社一座」は四時祭式下に見える。)このやうなことから改名説を導入することはいかゞなものか。例へば、穴師神社の近くに鎮座する巻向坐若御魂神社は『四時祭式』下に「巻向社一座」とあるが、これは明らかに鎮座地の名を以つて社名に宛ててをり、このやうな例は他にも多い。したがつて、穴師(神)社とあつても、それが穴師神社を指すのか、あるいは穴師坐兵主神社を意味するのか、いづれとも決しがたい。たゞ、兵主神の名が見えはじめるのは平安初期の『三代實録』あたりからであつて、それ以前の文献では穴師神は見えても兵主神は見る事が出来ない。^{注31} それは穴師神の方が兵主神よりも古いためではなからうか。それ故、志賀博士の改名説の可否は別として、私も穴師坐兵主神社の前身は穴師神社でなかつたかと推測する。このことに關して、井上薫博士は「穴師神社の一考察」なる論文で、大和の穴師神社に兵主神が結びついたとする立場から、穴師坐兵主神社や穴師大兵主神社の成立時期について、

天平二年度の大倭国正税帳では穴師(一四〇)、新抄格勅符抄の神封部(大同元年)には穴師神、三代実録の貞観元年正月廿七日条によれば穴師兵主神、延喜神名帳には穴師坐兵主神社・穴師大兵主神社と見えるから、弘仁(八一〇—八一三)から天安(八五七—八五八)の間に穴師坐兵主神社・穴師大兵主神社となつたのであろう。

と述べて、穴師神社から兵主神社への改名とする立場をとつてをら

れる。^{注32} たゞ、問題になるのは、穴師坐兵主神社・穴師大兵主神社の成立時期の上限を『新抄格勅符抄』以降としてをられる点である。井上博士が成立時期推定の手懸りとされた『大倭国正税帳』、『新抄格勅符抄』にしても記載されてゐる神名の中には、地名(鎮座地)を以つて神名としてゐる例が少なくない。例へば、神名式にいふ「巻向坐若御魂神社」、「他田坐天照御魂神社」などは、『正税帳』ではそれぞれ「巻向神戸」・「他田神戸」とあり、新抄格勅符抄では「巻向神」・「他田神」とある。したがつて、井上博士のやうに、穴師神戸、穴師神とあるからといつて、この穴師を穴師坐兵主神社の穴師(地名)とは見ず、そのまゝ穴師神社の意に解し、これをもつて、穴師神社から兵主神社への改名の時期を推定することには賛成出来ない。

ところで、志賀・井上両博士も気づいてをられないためなのか、一向に触れてをられないが、兵主神社改名の傍証となるものに、播磨国の安志神がある。すなはち、『日本紀略』寛平三年三月二十六日丙子の条に、

奉_レ授……播磨国正六位上安志神……從五位下、

とあり、安志神の名が見えてゐるが、播磨国でこの安志神に關係のあると思はれるのに、前掲⑧の安師里と次にあげる⑨の安師里がある。⑨の穴師里は『播磨国風土記』に、

安師里、土中々、右、称_三安師一者、倭穴无神々戸託仕奉、故号_三穴師、(安師里)

とあり、この地が倭の穴无(アナシ)神の神戸となつて神に仕へたので、安師(穴師)といふ里名がつけられたとある。^{注33} 井上博士はこ

の『風土記』の条について、「これによれば神戸がおかれただけであつて、穴師の神を祭つたのではないことは神名帳の播磨国の部に穴師の神がみえないところかも知られよう。」と述べてをられるが果してさうであらうか。^{注54}寛平三年の安志神が㊦の安師里で見た安師比売神ではないかとも考へられるが、治承—寿永の間に成立したと見られる『国内神名帳』に拠つたと思はれる『播磨国内鎮守大小明神社記』には、^{注55}安志姫太神の名が見えてをり、したがつて、宍禾郡の安師里に鎮座してゐた神は安師(安志)ヒメの神であり、安志神とは區別すべきと思ふのである。しからは、寛平三年の安志神は一体何処で鎮祭されてゐたのか。その場所を私は、㊦の安師里と推定する。神名式播磨国飭磨郡の条に「射楯兵主神社二座」と記されてゐるが、これは、『播磨国風土記』飭磨郡、因達里の条に見える「伊太代之神」と同郡、安師里に祭られたと思はれる安志神とが合祀されたものと考へられ、詳しくは鎌谷木三次氏の研究に譲ることとして、^{注56}井上博士の見解とは反対に、私は㊦の安師里に安師の神が祀られ、『日本紀略』寛平三年の安志神はこゝに奉祀せられてゐた神であつたらうと推測する。そして、それは倭の穴无神を分祀したものであらう。

ところで、こゝで注意すべきは㊧の安師里の条に「倭穴无神」とあることである。これは播磨国風土記でみた㊨の安師里に登場する「播磨」の安師比売神、あるいは日本紀略に見える「播磨」の安志神に対する、「倭」の穴无神とでも解すべきところのものであると思はれ、よつて、この場合の「穴无」は地名を指すと見るより、神名そのものを示すものと考へた方がよいであらう。したがつて、

『播磨国風土記』の編述年代(定説では靈龜元年以前)の頃には、『神名式』でいふ大和の穴師坐兵主神社の祭神は兵主神ではなく、穴无神でなかつたかと考へられ、兵主神社改名説を支持したのである。

以上のことから、志賀・井上両博士と多少意見を異にするが、私も兵主神社改名の立場をとるとともに、その改名の時期は、大和の場合、靈龜元年(七一五)から貞觀元年(八五九)の間に、播磨の射楯兵主神社の場合、寛平三年(八九一)から『延喜式』撰進の延長五年(九二七)の間に、それぞれ改名したものと思はれる。改名したと思はれるのはこの二例であつて、他の兵主神社の場合は明らかでない。したがつて、志賀剛博士のやうに、式内兵主神社十九社がすべて改名したといふ説には同意できない。^{注57}

(二)

つぎに、大和の穴師神社と関係があると思はれる神社・地名について考察してみたい。

まづ、㊣の泉穴師神社は齋部氏の奉祀するところであつたらしい。すなはち、『新撰姓氏録』和泉国神別に、「穴師神主 天富貴命五世孫古佐麻豆智^{知イ本}命之後世、」とあり、天富貴命の五世孫として古佐麻豆智なる名が見えてゐる。天富貴命は、『大倭神社註進状』裏書所載の『齋部氏家牒』によれば、「天太玉命孫天富貴命天富国大命子」と見え、天太玉命の孫とある。この天富貴命は天富命と同一人物と見られる。すなはち、『古語拾遺』に「天富命太玉命之孫」とあることから考へられる。また、古佐麻豆智は『齋部宿禰

「穴師神社」考 (廣瀬)

本系帳』に注

天太玉命。一。天富命。一。一。一。一。

古佐麻豆知命此者泉之穴師神主ノ祖也

と見えてゐる。このやうに、泉穴師神社は齋部氏と関係が深く、大和の穴師神社と泉穴師神社とが齋部氏を通じて密接な関係にあるらしいことは、『大倭神社註進状』の裏書に、齋部氏の家牒や祝詞を載せて、家牒の末尾に、

古右ノ本者穴師神主藏卷也、問文字蟲食有ニ漏落、任ニ本紙書ニ写之、系圖補任帳任ニ別卷、

とあることから推察されよう。

ところで、『延喜式』玄蕃寮に、

凡新羅客入朝者、給ニ神酒、其醸酒料稻、大和国賀茂、意富、纏向、倭文四社、河内国恩智一社、和泉国安那志一社、摂津国住道、伊佐具二社各卅束、合ニ百卅束送住道社、(以下略)

とあり、泉穴師神社が「安那志一社」と見えてゐる。これについて栗田寛博士は、『神祇志料』卷之十、泉穴師神社の条で、

さて玄蕃式に新羅客に飲しむる醸酒料稻を大和の纏向河内恩智及本社より出すも、御食津神の幸ひ坐る稻以て醸れる酒を、蕃人に給ふにて、即此神等の恩賚を被らしめ給ふ御わさあるへし、

と述べ、祭神を御食津神と見てをられるが妥当な見解といへよう。すなはち、『大倭神社註進状』裏書には、

穴師神社

上社

社伝曰、上社者御食津神也、神駄日矛、

神名帳云、大和国城上郡穴師坐兵主神社一座 名神六月次 相嘗新嘗

下社

社伝曰、下社天鈿女命也、神駄者鈴之矛也、両社共神駄為シテ矛、故云兵主神、亦天鈿女命始作笛吹之其神鎮座之地、仍云穴師、

神名帳云、穴師大兵主神社一座 (以下略)

とあり、穴師に上下二社があり、この両社を「穴師神社」と総称してゐたことが知られ、しかも上社の祭神が御食津神とされてゐる。

また、『釈日本紀』(卷七述義三)所引の『大倭本紀』には、

大倭本紀一書曰、天皇之始天降來之時、共副シテ護齋鏡三面子鈴一合也、注曰、(中略)一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所拜カ坐、解祭大神也、

と見えて、穴師社宮は天皇の御食津神を祀るとある。栗田寛博士は、この所伝について、『神祇志料』卷之十、泉穴師神社の条で、

大倭本記に、一鏡及子鈴は、天皇御食津神、今卷向穴師社宮所坐解祭大神也とある、御鏡駄一に坐は、卷向社二座なるへきに、一座なるは疑はし、其一座は穴師兵主神にてもあらむ歟、と述べられた。あるいは、さうかもしれないが、吉田東伍博士が

『大日本地名辞書』の中で、「穴師山痛足川、卷向山卷向川異名同実とす、」と述べてをられることを考へ併せると、この『大倭本紀』の「卷向穴師社宮」の「卷向」注は鎮座地を指すと見られ、それ

は畢竟「穴師」といふ地名を意味するものと解せられ、したがつて、こゝは巻向に鎮座する穴師社宮と見るべきではなからうか。さすれば、御霊跡二云々の栗田博士の疑問も、穴師上下二社の二座と考へることによつて氷解しよう。

つぎに、先述の⑧の安師里であるが、『新抄格勅符抄』第十巻抄、神事諸家封戸、大同元年牒、神封部に、

穴師神 五十二戸

大和五戸、和泉八戸、播磨卅九戸

とあり、穴師神社の全封戸五十二戸のうち、三十九戸が播磨國にあつたことが知られる。この播磨國の神戸所在地を⑨の安師里に比定してよいであらう。この安師里は、現在の姫路市の市川河口にある阿成(アナセ)がその遺称地と見られる。

つぎに、⑩の式外穴石神社一座であるが、『大神分身類社鈔(大國主命分身類社鈔下)』を見ると、

豊前國 穴石神社一座 下毛郡 大己貴命

とあり、式外穴石神社が記載されてゐる。注40この穴石神社の所在地は現在未詳であるが、⑩の穴石郷と関係がありはしないか。すなはち、『和名抄』巻九、豊前國下毛郡の条に「穴石」とあり、おそらくこゝに穴石神社が鎮座してゐたのではないだらうか。この穴石郷について、吉田東伍博士は「今詳ならず、訓さへ知れず云々」として、その所在地の不明なることを述べてをられる。注40しかし、同郡の柿坂(城井村の大字)の西に松原山といふ山名がある。注40この松原で想起することは、大和の穴師山(巻向山)のふもとの松原である。

「穴師神社」考 (廣瀬)

しいて推測を加へれば、この下毛郡の松原山付近に穴石郷があつたと思はれ、穴石神社もそこに鎮座してゐたのではないだらうか。そして、この穴石神社が大和の穴師神社と関係があつたらしいことは、松原山といふ山名からも想像されよう。

最後に、⑧の若狭國の式内社阿奈志神社であるが、大和の穴師神社との関係は明らかでない。しかし、鈴鹿連胤翁がその著『神社要録』下巻注44で

前件三社(明正云、式内弥和神社・同丹生神社・同阿奈志神社)は、大和國より移し祭れるにやあらむ、かく並びたるを思へば、由縁ありげに見えたり、

と述べてゐることは注意すべきであらう。

第三節 アナシ神族と穴磯邑

第二節でも觸れたやうに、穴師坐兵主神社の「穴師」は鎮座せる地名で、現在の椋井市穴師の地に當る。そこで、次にこの穴師と関係のあると思はれる①の穴磯邑について見てみたい。『崇神天皇紀』六年の条によれば、

先是、天照大神、倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、神籬、此云、比賣邑殿亦以日本大國魂神、託淳名城入姫命、令祭、然淳名城入姫命髮落体瘦而不能祭、とあり、天皇の大殿よりの二神の遷御について記されてゐるが、こゝでは、天照大神が倭の笠縫邑に奉齋せられたとあるのに対して、

倭大國魂神の場合はその鎮祭された場所が明記されてゐない。しかし、『垂仁天皇紀』廿五年三月丙申の条を見ると、「一云」として、

天皇以倭姫命為御杖、貢奉於天照太神、是以倭姫命以天照太神、鎮坐於磯城嚴櫃之本^二而祠之、然後隨^二神誨、取^二丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡邊宮、是時倭太神、著穗積臣遠祖大水口宿禰、而誨之曰、太初之時期曰、天照太神、悉治^二天原、皇御孫尊、專治^二葦原中国之八十魂神、我親治^二大地官^一者、言已訖焉、然先皇御間城天皇、雖祭祀^二祀神祇、微細未探^二其源根、以粗留^二於枝葉、故其天皇短命也、是以、今汝御孫尊、悔^二先皇之不及^一而憤祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣、時天皇聞^二皇言、則仰^二中臣連祖探湯主而卜之、誰人以令^レ祭^二大倭大神、即瀆名城稚姫命食^レ下焉、因以命^二瀆名城稚姫命、定^二神地於穴磯邑、祠^二於大市長岡岬、然是瀆名城稚姫命、既身体悉瘦弱以不能^レ祭、是以命^二大倭直祖長尾市宿禰令^レ祭矣、

とあり、倭大國魂神が「穴磯邑」に奉斎せられたことが知られる。^{注6)} たゞここで注意すべきは、この「一云」の記事と、崇神天皇紀の記事とが非常に類似した内容を伝へてゐるために、^{注6)} 大倭神社の創祀について、崇神天皇の御代なのか、垂仁天皇の御代なのか、はつきりとならないが、「一云」の文中に、「然先皇御間城天皇、雖祭祀^二祀神祇、微細未探^二其源根、以粗留^二於枝葉」とあるので、その創祀はやはり崇神天皇の御代ではなかつたかと推測する。いづれにしても、穴磯邑が倭大國魂神の神地として崇神(あるいは垂仁)天皇の時代に重要な意味を持つ土地であつたらしい。^{注6)} そしてこの穴磯邑が

穴師の地に該当するものと考へられる。それは「大市長岡岬」から推察できる。「大市」は和名抄、卷六、城上郡の条に「大市」と見え、櫻井市管中付近と考えられる。^{注6)} また、「長岡岬」は巻向山の尾崎と見られ、^{注6)} ともに皆穴師と相接してをる。古くはこの地域一帯が穴磯邑と呼称されてゐたものと思はれる。

そして、この穴磯邑こそが畿内に於けるアナシ神族の「本拠地」でなかつたと推考する。他に徴すべき史料が見当たらないので明らかなることは云へないが、大和の穴磯邑より伊勢地方に移住したアナシ神族の一派が、伊勢都彦命の名で代表される一派ではなかつたらうか。伊勢都彦命が、大己貴命系の系譜に名を列ね、三輪氏と関係が深いらしいこと、(第一節参照) 地理的に穴師が大己貴命系氏族の中心地と見られる三輪山の北に接してゐることなどを考へ併せると、アナシ神族の本貫は大和と思はれ、したがつて、アナシ神族の大和から伊勢地方への移住が推測されるのではあるまいか。

もし、以上の私見が許さるならば、アナシ神族を移住するに至らしめた理由(動機)は一体何であつたか。これに関連するものとして、出雲族の畿内より出雲地方への移住を説かれた田中卓博士の見解がある。田中博士は、孝元・開化天皇の御代を境として、大己貴神系種族が政教ともに勢力を喪失し、三輪山の祭祀さへ廃止され、そのために、この種族の中には、中央から他地方への移住を試みるものも出てき、その尤なるものが出雲氏ではなかつたかと推定されてゐる。^{注6)} 『崇神天皇紀』七年十一月己卯の条に、「即以^二大田田根子、為^二祭^二大物主大神^一之主、又以^二長尾市、為^二祭^二倭大國魂神^一之主」とあり、大物主大神を三輪君の始祖大田田根子をして祀らし

めたたとあるのは、すでに、それ以前に三輪山の祭祀が廃せられてもたものと解せられ、したがって、この田中博士の新説を高く評価するのであるが、少しく意見を異にする点は、大倭氏に対する見解である。すなわち、

倭大國魂神が、「治天地官」と自ら称せられたと伝へ、之を奉斎する氏が「倭直」を冠するといふことと、三輪君が古くより倭の地にある豪族として、大物主神を祭り、大國魂神が大物主神の荒魂とみなされてゐるといふことを考へ合すれば、この両氏は、もと／＼同族であつたにちがひないと思はれる。

と述べて、大倭氏と三輪氏を同族と見てをられる。^{注50}『紀・記』及び『姓氏録』によれば、神武天皇の御東征に功のあつたと伝へられる倭國造の祖椎根津彦はすべて「國神」系とされ、^{注51}また、『大倭神社註進状』に「倭大國魂神者、大己貴命之荒魂也」とあることから、田中博士の説かれる通り、大倭・三輪の両氏は同族であつたかもしれない。

ところが、『國造本紀』の序文に「皇祖彦火々出見尊孫椎根津彦」と見え、大倭神社註進状裏書にも椎根津彦命は「彦火々出見命孫武位起命子」とあり、ともに大倭氏の出自を「天神」系としてゐる。さらに、『籠名神社祝部氏保因（海部氏系圖）』には、^{注52}

始祖彦火明命

正哉吾勝、也速日、先神
神耳尊 第三御子

三世孫 倭宿祢命

とあり、倭宿祢の出自を「天神」系としてゐるのも（倭國造の系統か未詳であるが）参考とすべきであらう。

かやうに、大倭氏の出自について「天神」系と「國神」系の二説

「穴師神社」考（廣瀬）

が存在するが、このことは大倭氏の特異な存在を物語るものと思はれ、神武天皇の御東征に逸速く帰順・随伴した「國神」系の氏族が大倭氏の祖椎根津彦であつたことを考へ併せると、かりに大倭氏が「大己貴命系の氏族であつたとしても、三輪氏とは違つた微妙な政治的立場にあつたのではないだらうか。田中博士の「大己貴神系種族の勢力喪失——三輪山祭祀の廃止」は認めても、その種族の中に大倭氏を含めてしまうことは躊躇する。すなはち、倭大國魂神は天照大神とともに宮中で祀られてゐたが、崇神天皇の六年に宮中より遷御され、淳名城入姫命が奉仕することになつたが、身体の状態が好ましくなかつたので、翌七年に大倭直祖の市磯長尾市が祭主として奉仕することになつたのであり、倭大國魂神に關しては「祭祀の廃止」は見られない。

したがって、崇神天皇の七年に、大田田根子をして大物主大神を、長尾市をして倭大國魂神をそれ／＼祀らしめたといふことを、三輪山の祭祀が廃止されてゐたとして、「大己貴神系種族の懸念な要請に対し、大和朝廷においてもその信仰を容認せられたことを意味するのであらう」といふ見方は、^{注53}大倭氏の場合は当てはまりにくいのではないだらうか。

しからは、崇神天皇の御代に長尾市をして倭大國魂神を祭らしめたといふことは何を意味するのであらうか。私はこれを大和朝廷の自主独立政権確立の政策の一端と見たい。崇神天皇紀、三年九月の条に、「遷都於磯城、是謂「瑞籬宮」」とあるが、この瑞籬宮は今の桜井市金屋付近と見られ、大神神社の東南に位置する。このやうに、大己貴命系氏族の本拠地と見られる三輪山の近くに遷都された

といふことは、大和朝廷が大己貴命系氏族に対して、圧倒的に優勢な立場を確立しはじめたことを示すものと解せられる。しかも、当時の政治的な情勢から判断して、二神の遷御といふ歴史的事件は、大和朝廷の対大己貴命系氏族政策を一層強固にするためのものであつたと思はれる。すなはち、天照大神が笠縫邑に、倭大国魂神が穴磯邑にそれぞれ奉斎せられたのであるが、それらの鎮座地はあたかも三輪山を包圍するかの如き様相を呈してゐる。

このやうに、大和朝廷は次第に皇權を強化していくのであるが、それはまるで天照大神（皇室）と倭大国魂神（大倭氏）との連立政權によつて推し進められた如く見受けられる。倭大国魂神はもとと大倭氏の奉斎するところの神であつたと思はれるが、この神が天照大神とともに宮中に祀られ、しかも、大倭氏の出自について、天神・國神の両系が見られることなどを考へ合せると、大倭氏の勢力は皇室を中心とする大和朝廷にかなりの政治的地位を有してゐたものと思はれる。

ところが、崇神天皇の七年に、大田田根子をして大物主大神を、長尾市をして倭大国魂神を祭らしめたといふことは、三輪山の祭祀が廃止されてゐたと見られる三輪氏にとつては喜ぶべきことであつたらうが、大倭氏にとつては連立政權の座を失つたことを意味するものと思はれる。このことは大倭氏をして非常に失意ならしめたものと思はれる。そのことは、『垂仁天皇紀』の一云記事の倭大国魂神の神託によつて推測することが出来る。すなはち、穗積臣遠祖大木口宿禰に神がかりして、「先皇御間城天皇、雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉」と曰はれたが、その源根といふの

は、「太初之時期曰、天照大神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中国之八十魂神、我親治大地官」とあるのを指すと思ふが、これは天照大神と天皇と倭大国魂神（大倭氏）によつて国土経営がなされた時代があつたことを物語るものではないかと考へる。したがつて、垂仁天皇以前のある時代に、皇室と大倭氏による連立政權が存在した時があつたのではないかと推定する。かやうな政治的立場にあつたと見られる大倭氏にとつて、皇女淳名城入姫命に代り倭大国魂神を祭ることは、朝廷との政教分離を意味し、大和朝廷はこれを機に大倭氏を皇權の統治下に置いて、自主独立政權の確立にふみ切つたものと思はれる。

また、崇神天皇紀に見えるやうに、三輪・大倭氏の祭祀に関して、大和朝廷がこれを確認するといふことは、両氏が次第に皇權の下に統合せられて行つたことを示すものと云へよう。

かゝる情勢下にあつて、大己貴命系氏族と見られる伊勢都彦命（アナシ神族）も、大和地方に於ける地盤を次第に失ひ、孝元・開化天皇の御代頃から、他地方への移住を決定するものでもたではあるまいか。倭大国魂神の神地として、アナシ神族の本拠地と見られる穴磯邑に定められたことは、アナシ神族がもはや大和朝廷に從属してゐたためと考へられ、それ故朝廷にとつて穴磯邑は、いはば直屬地として扱ふことが出来たからではあるまいか。

かやうに、アナシ神族の衰退しつゝある中で、伊勢地方に移住したのが、伊勢都彦命の名で代表せられる一団ではなかつたか。さすれば、先述の伊勢都彦命の時代を、崇神・垂仁天皇朝に求めようとする私見と時代的にも適合しよう。

以上、穴師神社及びアナシ神を奉斎したと思はれるアナシ神族について考察した。その結果、このアナシ神族は大和の穴師を本拠地としてゐたものと思はれ、その一部から伊勢地方に移住したのが、伊勢郡彦命の名で代表される一団であつたと見られる。アナシ神族の具体的な氏族名は明らかでないが、伊勢郡彦命の系譜より大己貴命系氏族の要素が強いし、地理的に見ても穴師が三輪山の北に接してゐるので、その要素が多分にあると見て大過はあるまい。

〔補注〕

- (1)内藤湖南博士「近畿地方に於ける神社」(『日本文化史研究』所収)
- (2)大宮守誠氏「穴師及び兵主社に就いて」(『歴史地理』七三の七)
- (3)志賀 剛博士「穴師と日置」(『神道史研究』七の五)
- (4)井上薫博士「穴師神社の一考察」(榎原考古学研究所編『近畿古文化論攷』所収)
- (5)栗田寛博士「事は穴の譎りにて、穴志社か」とされ、(『古風土記逸文考證』巻二、五十一頁) 秋本吉郎氏は「字形により『安』とする」といはれたが、(日本古典文学大系本『風土記』頭注、四三七頁) 今、秋本氏に従ふ。
- (6)伊勢郡彦命は、後に引用する史料によつて用字が異なる場合もあるが、本稿では一応本論で用ひるのを「伊勢郡彦命」に統一して述べることにする。
- (7)『住吉大社史』上巻所収、二五三頁、原本五八一―五八二頁、

「穴師神社」考 (廣瀬)

(8)田中卓博士「古代出雲攷」下(『芸林』五の三、二九―三〇頁)

(9)崇神天皇紀七年八月己酉の条には「大田田根子」とあり、古事記、応神天皇段には「意富多々泥古」と見え、旧事紀(地神本紀)には「大田々称古命、亦名大直称古命」とある。

(10)日本古典文学大系『祝詞』所収「中臣壽詞」頭注、四五九頁、(11)田中卓博士の「二古代氏族の系譜」なる論文(『芸林』七の四)の中に、全文が収められてゐる。本書の奥書に「和同元年歲次戊八月十三日筆取神部八島、勅注言上正六位上新羅將軍神部直根閑」とあり、本書の成立年代が和銅元年のものといふことになるが、田中博士は「系譜原形の成立年代は和銅元年といふ本書奥書の年紀にふさはし」と述べてをられる。今はこれに従ふ。

(12)大汝命・大国主命・大物主神などと系譜の上で結びつくものを「大己貴命系」と統一して以下用ひることにする。

(13)神代紀、瑞珠盟約章には「天穗日命、是出雲臣、土師連等祖也。」とあり、古事記、天安河の誓約の段に「天菩比命之子、建比良鳥命。此出雲國造、元耶志國造、……等之祖也。」とあり、『新撰姓氏録』左京神別中・右京神別上・山城国神別・河内国神別には「天穗日命」の後とされてゐる。

(14)栗田寛博士、存探叢書『國造本紀考』巻二、六〇―二頁、

(15)太田亮博士「姓氏家系大辞典」第三卷、五九四頁、

(16)田中卓博士「神宮の創祀と発展」(神宮教義叢書第五集)二九頁、

(17) 武田祐吉博士は岩波文庫本『風土記』で「第一類」に、秋本氏は前掲『風土記』で「古風土記」の部に、それらを入れてをられる。

(18) 武田博士、前掲「第一類」秋本氏、前掲「参考」の部、

(19) 武田博士、前掲「第二類」秋本氏、前掲「古風土記」の部、

(20) 『新撰姓氏録』には、本文であげた以外に「阿閉朝臣、阿閉朝臣同祖、孝元天皇皇子大彥命之後也、(河内国皇別)」

「阿閉朝臣、阿倍朝臣同祖、大彥命之後也、(山城国皇別)」

「阿閉朝臣、阿倍朝臣同祖、(左京皇別上)」などが見える。しかも、

これらは『日本紀』の所伝と同様単に大彥命の後としか記されていない。

(21) 『寧楽遺文』中巻所収、六五〇頁

(22) 『同右』六五〇—一頁

(23) 『同右』六五一頁

(24) 『国造本紀』伊賀国造の条に「難波朝御世隸伊勢国、飛鳥朝代割置如_レ故」とあり、『扶桑略記』天武天皇九年七月の条に「割伊勢四郡、建伊賀国」と見え、『帝王編年記』天武天皇九年庚辰七月の条には「割伊勢国、建伊賀国」とあって、

往古は伊賀国が伊勢国に属してゐたやうである。したがつて、

本稿では伊賀国も伊勢国に含めて広く「伊勢地方」と呼ぶこととする。

(25) 世代を厳密にすると、伊勢郡彥命は崇神天皇の御代の人となるが、天皇側の世代年数と伊勢郡彥命側のそれとが全く同じとは考へにくいし、諸史料に見られる伊勢郡彥命をすべて同一人物

と見做すわけにはいかないので、一応、伊勢郡彥命を崇神・垂仁天皇朝の人と幅広く見た方が穏当であらう。

(26) 栗田寛博士、前掲『国造本紀考』巻二、六二頁

(27) 吉田東伍博士『大日本地名辞書』第四卷、三〇六〇頁

(28) 菱沼勇氏『武蔵国式内社の歴史地理』二二—二二頁

(29) 『神祇全書』第五輯所収、「播磨国内鎮守大小明神社記」三六一頁、尚、明神社記の成立について、鎌谷木三次氏は、郡名・

郡数などを考察し、明神社記の原拠となつたと思はれる国内

神名帳の出来た時期を、治承から寿永の間としてをられる。

(30) 『式内射楯兵主神社と播磨国総社の研究』六八—七四頁

(31) 前掲、五頁

(32) 菅見では、『三代實録』貞觀元年正月廿七日甲申の条に「從五位下勲八等穴師兵主神」「嵯峨嶋……兵主神」とあるのが兵主神の初見である。

(33) 前掲、注(4)、井上薫博士、「穴師神社の一考察」四七—四頁

(34) 『和名抄』卷八、播磨国、播磨郡の条に「穴無_之」(刊本)

・「穴无阿奈_之」(高山寺本)とある。

(35) 前掲、注(4)、(32)、四五—二三頁

(36) 注(29)参照

(37) 鎌谷木三次氏『_{内式}射楯兵主神社と播磨国総社の研究』

(38) 志賀剛博士「兵主神社—日本に於ける中国の神—」(同著『式内社の研究』第一卷)

(39) 『神祇全書』第四輯所収、五〇七—八頁

(39) 前掲、第一卷、二七八頁

(40) 『大神神社史料』第一卷、三八九頁

(41) 竊弘道氏は「延喜神名式雜考―兵主神社について」(『新訂増補国史大系月報』18、七頁)の中で、「豊前國御原郡式外穴石神社(大三輪神社鎮座次第鈔)」と記述されてゐる。しかし、豊前國に御原郡はなく、また、大三輪神社鎮座次第鈔にも穴石神社は記載されてゐないが、いかななものか。

(42) 前掲、第二卷、一四三―一四四頁

(43) 同右、一四二―一四四頁

(44) 鈴鹿連胤、『神社叢録』下卷、三八八頁

(45) 『大倭神社註進状』には、「磯城瑞籬宮御宇天皇崇六年……秋九月己酉朔乙丑……亦倭大國魂神託命浮名城入姫命、祭同國市磯邑後改爲日大磯邑。然浮名城入姫、髮落體疲而不能祭」と見え、鈴木重胤は日本書紀伝二十七之卷で、この「市磯邑」を紀に見える「穴磯邑」の誤りとしてゐる。

(46) 本文中の崇神天皇紀六年の記事以外に、同七年八月己酉の条には、「倭迹速神浅茅原日妙姫、穗積臣遠祖大木口宿禰、伊勢麻績君、三人共同レ夢而奏言、昨夜夢之有二貴人、誨曰、以二大田田根子命一為二祭二大物主大神一之主、亦以二市磯長尾市一為二祭一倭大國魂神之主、必天下太平矣」とあり、兩者の所伝には混同が見られる。

(47) 井上薫博士は、穴磯邑に倭大國魂神が祀られたとする垂仁天皇紀の一云を引かれて、穴師神社は大國魂神を祀るとし、大國魂神は对新羅關係のことで由緒のある神であり、玄蕃寮式に新羅

「穴師神社」考 (廣瀬)

の使節に飲ませる釀酒料稲を出す社として纏向とあるが、巻向は万葉集でしばしば痛足(穴師)の冠辭として歌はれてゐるので、これは神名式でいふ巻向坐若御魂神社を指すのではなく、大國魂神を祭神とする巻向穴師神社のことであると述べてをられる。(井上博士前掲論文「穴師神社の一考察」四六九―七〇頁)しかし、穴磯邑に倭大國魂神が祀られたからといって、その鎮座せる社を穴師神社に比定するのはいかなものか。『大倭神社註進状』狹井神社の条に、垂仁天皇紀の一云記事を引いて、「所謂大市長岡岬今狹井社地是也」とあり、大倭神社の旧社地として狹井神社を認めてゐる。したがつて、穴師神社と大國魂神とが直接結びつく理由はない。また、巻向が穴師の地を意味する例もあるが、(『大倭本紀』に巻向穴師社宮とある巻向もその一例)巻向が穴師の神(社)を意味する例は見当らない。『玄蕃寮式』の場合の纏向のみを異例と見ることは出来ない。やはり、巻向を社として用ひた場合は、巻向坐若御魂神社を指すと解すべきであらう。

(48) 崇神天皇紀、十年九月壬子の条に、「爰倭迹速姫命仰見而悔之、急居、則箸預陰而薨、乃葬二於大市一、故時人号二其墓一、謂二著墓也一」と見え、今日椋井市箸中に箸墓といふ前方後円墳がある。

(49) 鈴木重胤、『日本書紀伝』二十七之卷。また『大倭神社註進状』には「所謂大市長岡岬、今狹井社地是也」とあるので、あるいは大神神社の扱社である狹井神社の鎮座地である、現在の椋井市大字三輪字狹井のあたりであつたかもしれない。

「穴師神社」考（廣瀬）

50 前掲注(8)「古代出雲攷」下 五〇頁

51 同 右 三三頁

52 神武天皇即位前紀、甲寅年十月辛酉の条に「臣是國神」とあり、古事記、神武天皇の段に「僕者國神」と見え、新撰姓氏錄、右京神別下の青海首・倭太、大和國神別の大和宿禰、摂津國神別の大和連・物忌直、河内國神別の等祢直などは、それぞれ椎根津彦（亦名神知津彦）の後とされてをり、すべて地祇の部に記載されてゐる。

53 丹後一宮籠神社所蔵、

54 前掲注(8)「古代出雲攷」下 五〇頁

〔附記〕

本稿を草するに当り、御指導賜はつた恩師田中卓教授に深く感謝致すとともに、色々お世話いただいた皇学館大学助手の渡辺寛氏に厚く御礼申し上げる。尚、本稿は昭和四十五年一月、皇学館大学大学院に提出した修士論文の一部である。

昭和四十五年一月三十日 初稿

昭和四十六年七月二十日 再稿

昭和四十六年九月二十七日 補稿